

平成18年 5月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H17但豊位置 0006号	18. 4. 21	豊岡市日高町岩中字中坪105番1、105番4の各一部	6.00	48.58

兵庫県告示第549号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成18年 5月12日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成18年 5月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H17丹波位置 0010号	18. 4. 24	篠山市黒岡字堂ノ本ノ坪316番2の一部、318番1	6.00	77.50
第H17丹波位置 0009号	18. 4. 27	丹波市春日町平松219-3の一部、293-1の一部、 294-1の一部、295-3の一部	6.00	29.95
第H18丹波位置 0001号	18. 4. 24	丹波市春日町平松973-2	5.00	35.00

兵庫県告示第550号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、
平成18年 5月12日から適用する。

平成18年 5月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

「16 浄水場運転管理等業務委託契約」を「16 浄水場運転管理等業務委託契約

17 公金の徴収又は収納事務委託契約」に改める。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成18年 5月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市田原町字大將軍3184番27、3184番34、3184番35、3184番37の一部、3184番38の一部、3184番39、
3184番40の一部、3184番41、3184番54、3184番55の一部、3184番57の一部、3184番58の一部、3184番59、
3184番110、3184番117、3184番124、3184番128、3184番134、3184番149、3184番192から3184番200まで、
3184番223、3184番224、3184番233

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市田原町宮ノ谷3179番地の3

ヨドブレ株式会社 代表取締役 竹 裏 章

3 許可年月日及び許可番号

平成17年11月10日

兵庫県指令開第1－2号（17加西）

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成18年 5 月12日

丹波県民局長 柏 原 藤一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャパン氷上店、ゲオ丹波氷上店

所在地 丹波市氷上町稲継堂ノ坪250

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ジャパン

代表者の氏名 池 田 博 之

住所 大阪府中央区淡路町1丁目5－13

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

ジャパンファミリー氷上店

イ 変更後

ジャパン氷上店、ゲオ丹波氷上店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ジャパン 桐 間 幹 二

イ 変更後

株式会社ジャパン 池 田 博 之

株式会社ゲオ 沢 田 喜代則

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

開店時刻 ジャパンファミリー氷上店 午前8時

閉店時刻 ジャパンファミリー氷上店 午後10時30分

イ 変更後

開店時刻 ジャパン氷上店 午前8時

ゲオ丹波氷上店 午前10時

閉店時刻 ジャパン氷上店 午後10時30分

ゲオ丹波氷上店 翌午前1時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前7時45分から午後10時40分まで

イ 変更後

午前7時45分から翌午前1時10分まで

4 変更した年月日

平成18年 4 月20日

5 届出年月日

平成18年 4月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間等

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び丹波県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成18年 5月12日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成18年 9月12日

提出先 丹波県民局県土整備部まちづくり課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成18年 5月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニノミヤ姫路店

所在地 姫路市東郷町1452-20

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3,343平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成18年 2月15日

5 届出年月日

平成18年 4月17日

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成18年 5月12日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

1 起業者の名称

神戸市

2 事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業3.1.2号中央幹線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年 4月25日